

UA ゼンセン見舞金 新制度内容 (2025 年 7 月 1 日施行)

死亡したとき

組合員死亡…すべての事由に給付されます。

配偶者死亡…すべての事由に給付されます。(事実婚・**同性婚**も含む)

家 族 死亡…事故死(死産・自殺も含む)のみ給付されます。(2 親等は同居者のみ)

＜対象となる家族の範囲＞

①組合員の **1 親等の血族**…実養父母、実養子

②組合員と**同居中の 2 親等の血族**…実兄弟姉妹、実養祖父母、孫

※「養」とは、育ててくれた、または育てたの意味で、戸籍上で判断します。

※甥・姪・配偶者の兄弟、子の配偶者、孫の配偶者、義理父母は対象外

30 日以上休業したとき

休業…組合員が**病気やケガで連続 30 日以上**仕事を休業したとき(休日・休暇の通算可)に給付されます。

1 回申請すると 3 年間は申請ができません。ただし、自然災害、労働災害、通勤災害によって病気やケガをして休業した際はこの限りとしませんが、その事由がわかる書類の添付が必要です。

住宅が被害を受けたとき

住宅被災…組合員の現住居が火災や風水害・地震などの被害を受けたときに給付されます。(単身赴任の場合は現住居および自宅)ただし、塀、物置、倉庫、車庫、ベランダなど居住場所以外の付属物には適用されません。

全焼・流失・全損	新築しなければ居住できない程度の被災。
半焼・半損 大規模半損 床上浸水	居住床面積の 20%以上の焼損、20%以上の損壊。 風水害によって床上に浸水したとき。

※準半損、一部損壊、床下浸水は対象外

併給

同一災害によって、二つ以上の給付事由を有する場合(例:住宅被災+休業)等は併給されます。申請は別々に作成が必要です。

申請

申請期間は 90 日(約 3 か月)です。事由発生日(死亡日、病気・ケガによる休業は最終休業日、住宅被災を受けた日)から 90 日以内に行ってください。

書類

給付申請人はすべて「組合員本人」です。死亡の場合も「組合員本人」部分をご記入ください。

添付書類漏れや不明確な部分があると給付が遅れる場合があります。

U A ゼンセン見舞金給付申請書に必要な添付書類（休業証明書以外はコピーで可）

「U A ゼンセン見舞金制度給付申請書」と下記の添付書類を送ってください。※戸籍謄本等にマイナンバーが印字されている場合は、組合員自身でマイナンバー部分を黒塗りしてから申請してください。赤字は新制度となり追加となった部分です。

1. 休業

（１）私傷病、自然災害による病気やケガで休業 ①と下記②～⑥の書類のどれか 1 通をセットにして提出

①時間給社員は休業証明書(原本)、日給月給社員は勤務実績表コピー

②診断書、③傷病手当金請求書、④退院証明、⑤施術証明書、⑥入院計画書など（病名の記載がある）のコピー

※休業証明書は店長名で記入の上、店長の公印があるものに限りです。休業証明書を提出する場合、勤務実績表は不要です。

※勤務実績表に出退勤スキャン実績があると、連続休業にはなりません。

（２）労働災害による休業 ①か②のいずれかを提出

①労働者死傷病報告書 様式第 23 号(表面)コピー + 労働者災害補償保険請求書 様式第 8 号(表面)コピー + 時間給社員は休業証明書(原本)、日給月給社員は勤務実績表コピー

②労働者死傷病報告書 様式第 23 号(表面)コピー + 診断書コピー + 時間給社員は休業証明書(原本)、日給月給社員は勤務実績表コピー

※休業証明書は店長名で記入の上、店長の公印があるものに限りです。休業証明書を提出する場合、勤務実績表の提出は不要です。

※勤務実績表に出退勤スキャン実績があると、連続休業にはなりません。

（３）通勤途上による休業 ①か②のいずれかを提出

①労働者災害補償保険請求書 様式 16 号(表面)コピー + 時間給社員は休業証明書(原本)、日給月給社員は勤務実績表コピー

②診断書コピー + 時間給社員は休業証明書(原本)、日給月給社員は勤務実績表コピー

※休業証明書は店長名で記入の上、店長の公印があるものに限りです。休業証明書を提出する場合、勤務実績表は不要です。

※勤務実績表に出退勤スキャン実績があると、連続休業にはなりません。

2. 組合員本人死亡 ①か②のどちらか 1 通

①死亡診断書(死体検案書)のコピー

②本人が除籍された戸籍の全部事項証明(全ページ)のコピー

※ただし、労働災害もしくは通勤途上の場合には上記書類に加えて、労働者死傷病報告書 様式 23 号(表面)コピーを添付してください。

3. 組合員の配偶者死亡（事実婚・同性婚含む） ①もしくは②のいずれかを提出

- | |
|--|
| ①配偶者が除籍された戸籍の全部事項証明のコピー（全ページ）
②死亡診断書(死体検案書) + 配偶者関係が分かる住民票の除票コピー(続柄を省略していないもの、全ページ) |
|--|

【事実婚・同性婚の場合】 ①と下記②～⑤の書類のどれか1通をセットにして提出

- ①死亡診断書(死体検案書)
②同居していた事実のわかる住民票と配偶者の除票(続柄を省略していないもの)コピー、③民生委員発行の事実婚・同性婚証明書コピー、④パートナーシップ宣言受領書コピー、⑤同居の事実を証明する住宅の賃貸契約書の写しコピー

4. 家族死亡 ※事故死（死産・自殺含む）のみ給付。2親等血族は同居のみ対象

(1) 1親等血族（実養父母、実養子） ①と②の書類をセットにして提出

- | |
|--|
| ①死亡診断書(死体検案書)のコピー
②組合員との親子関係がわかる戸籍の全部事項証明のコピー（全ページ） |
|--|

(2) 2親等血族（同居の実養祖父母、同居の兄弟姉妹、同居の孫） ①～③の書類をセットにして提出

- | |
|--|
| ①死因のわかる死亡診断書(死体検案書)のコピー
②2親等血族関係がわかる戸籍の全部事項証明のコピー（全ページ）
③住民票の除票コピー（続柄を省略していないもの） |
|--|

(3) 死産 ①と②をセットにして提出

- | |
|---------------------------------------|
| ①死産証明書のコピー
②母子手帳の表紙 + 死産証明のページのコピー |
|---------------------------------------|

※申請者が男性の場合は、夫婦関係が分かる戸籍の全部事項証明書のコピーまたは住民票コピー

5. 住宅被災 ※被災の程度が罹災証明にて明確でない場合、写真の提出をお願いする場合があります。

(1) 自然災害 下記の書類を提出

- ・被災程度の入った罹災証明書のコピー

※ただし、罹災証明書に組合員氏名の記載がない場合は「住民票」もしくは「運転免許証の両面」のコピーを併せて提出してください。

(2) 住宅被災 下記の書類を提出

- ・被災程度の入った罹災証明書のコピー（全焼、半焼などの範囲を示す数値）

※ただし、被災証明書に組合員名がない場合は「住民票」もしくは「運転免許証の両面」のコピーを併せて提出してください。